

令和7年度第1回 さいたま市立小・中学校通学区域審議会議事録

日 時 令和7年11月13日（木）
午前9時30分から午前11時00分
場 所 市役所第二別館2階 教育委員会室
出席者 平沼会長、菅野副会長、藤澤委員、吉田委員、
石川委員、神田（和）委員、菊池委員、
坂下委員、榎本委員、神田（朋）委員、
和田委員、教育長、学事課長、事務局
欠席者 石黒委員、渡邊委員、池田委員、小竹委員

- 1 開会
- 2 委嘱状の交付
- 3 教育長挨拶
- 4 会長・副会長選任
- 5 会長挨拶
- 6 議 題

(1) 通学区域審議会の概要について
事務局より、通学区域審議会の設置目的、委員構成、任期、本市の通学区域と学校規模の現状、審議内容について説明。

(2) 特定地域の設定について
事務局より、通学区域の弾力的運用と特定地域制度について説明。
その後、特定地域設定要望について説明。

- ・設定要望があった自治会の要望内容
(指定校：上木崎小学校 許可校：常盤北小学校)
- ・対象地域から指定校及び許可校までの通学距離
- ・対象地域内在住児童数
- ・対象地域の指定校及び許可校の児童数推計

上記内容を総合的に判断した上で、特定地域の設定は妥当であると判断。

【質疑応答】

委 員：特定地域に住む方々へどのように通知しているのか。許可校に通学する人は紙を返送するなど手続きが必要であり、それが面倒で許可校を選択しない人もいるのではないか。

事務局：2年前から電子申請も導入している。スマホで二次元コードを読み取り、来庁せずにいつでも手続きできる。来庁する負担や郵送する負担を軽減している。

委 員：どういった流れで要望が出てくるのか。

事務局：まず保護者個人から御相談があることが多く、ただ、通学区域は歴史的な背景や地域の繋がりがあるため、地域としての総意であることが必要になる。そのため、自治会に御相談していただき、地域としての総意ということで自治会長から申請していただくという流れである。

委 員：特定地域に設定されたら住んでいる方々へ通知がいくのか。

事務局：新たに特定地域に設定された地域にお住まいで、在学生がいる御家庭と新小学1年生がいる御家庭へ通知する。

会 長：今回の特定地域の南側の一角はどこの学区なのか。

事務局：下落合小学校の学区である。旧市の境目である。

委 員：旧市の境で学区が分かれているところもあるが、さいたま市となり、旧市で区分されているよりも通学の安全性を考慮したい。朝、子どもたちが通勤する人の間をすり抜けながら駅の構内を通って登校しているのは見ていて心苦しい。学校が選択でき、通学する環境が安全になればいいと思うので、特定地域の設定は妥当であると思う。

会 長：今回の特定地域の南側の下落合小学校の学区は、さらに常盤北小学校に近いが、特定地域の設定の要望はないと思ってよいのか。

事務局：申請いただいた自治会長から地元自治会長にお声がけをしていただいたところ、特に今回は要望しないという回答をいただいている。

会 長：通学路の黄色い箇所は、危険な箇所という意味ではなく、横断する箇所ということであるか。

事務局：横断する箇所である。

委 員：信号機はついているか。

事務局：信号機はついている。

委 員：進学する中学校は変わるのか。

事務局：常盤北小学校に指定校変更し卒業した場合、指定校である大原中学校と、常盤北小学校の進学先である常盤中学校を選択できる。

委 員：そのアナウンスはするのか。

事務局：新たに特定地域を設定した際に送付する通知にはQ&Aをつけて掲載する。

委 員：旧市にまたがって特定地域が設定されることもあるのか。

事務局：合併してから多数設定されている。

委 員：区をまたがるのはあまり良くないのではないか。距離が近いからという理由で特定地域の要望があるが、地域の方々の中には、指定校の人数が減ってしまうという声もある。ただ、小学校1年生から6年生まで長い距離を通学するのは負担が大きい。

会 長：地域性と子どもの安全性がこの会議の根幹であり、審議していくことである。

委 員：想定通学路において、大原陸橋の下をくぐる箇所が暗くて心配だが、区がまたがっているので見守り等お願いできるのか。ここはすでに通学路になっているのか。

事務局：現在通学路にはなっていないが、比較的人通りは多く、自転車の人は押して歩いている。

会 長：通学路の安全性は学校や保護者と協力し配慮してほしい。

事務局：学校では通学路の安全点検を行い、整備要望があると関係機関に整備を依頼している。

会 長：大原陸橋をくぐる箇所を迂回するルートもあるのか。

事務局：大原陸橋をくぐる箇所を迂回するルートもある。大原陸橋の西側のたもとの交差点を通るルートである。交通量が多く、多少遠回りになるが、信号で渡ることができる。

委 員：通学路は誰が決めるのか。

事務局：保護者や地域と協議して校長が決定している。

委 員：特定地域の設定を解除することはできるのか。

事務局：解除することもできる。自治会長から申請することができる。

（以上の質疑応答を踏まえて、事務局案について審議会に諮り承認を得た。）

会 長：審議会として特定地域の設定は妥当であると結論づけた。

ただし、通学路の安全性は留意してもらいたいことを申し添える。

7 その他

・事務局から、次回以降の開催が決まり次第案内することを連絡した。

（質疑応答なし）

8 閉 会